

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 一 一 八 号

内閣衆質一七六第一八号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出被疑者である中国人船長の出国と公訴時効等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出被疑者である中国人船長の出国と公訴時効等に関する質問に対する答弁書

一について

公務執行妨害罪の公訴時効期間は、三年である。

二から四までについて

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えたい。